

議案第 28 号

上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

上越市長 小 菅 淳 一

上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 9 年上越市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項第 5 号中「184 円」を「198 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 19 条の規定は、この条例の施行の日以後に行うし尿の処理について適用し、同日前に行ったし尿の処理については、なお従前の例による。